

自立訓練(機能訓練)事業

【利用者】

- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校等を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等

【サービス内容等】

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(18ヶ月)内で利用期間を設定。



【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等
→ 6:1以上

【報酬単価】

- 通所による訓練 668単位 (定員40人以下)
- 訪問による訓練 187単位



- ・ 標準利用期間超過減算:基本単位数の95% 等
→ 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

自立訓練(生活訓練)事業

【利用者】

○ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

【サービス内容等】

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ。
- 日中、一般就労や外部サービスを利用している者に対して、宿泊を通じて食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。【宿泊型自立訓練】
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定。

【人員配置】

- サービス管理責任者
- 【通所による自立訓練(生活訓練)】
 - 生活支援員 6:1以上 等
- 【訪問による自立訓練(生活訓練)】
 - 訪問支援員 1以上
- 【宿泊型自立訓練を実施する場合】
 - 生活支援員 10:1以上
 - 地域移行支援員 1以上



【報酬単価】

- 通所による訓練 668単位 (定員40人以下)
- 訪問による訓練 187単位(1時間以内)
280単位(1時間以上)

- 宿泊型自立訓練 270単位
※利用期間が1年を超える場合には162単位

(主な加算等(1日につき))

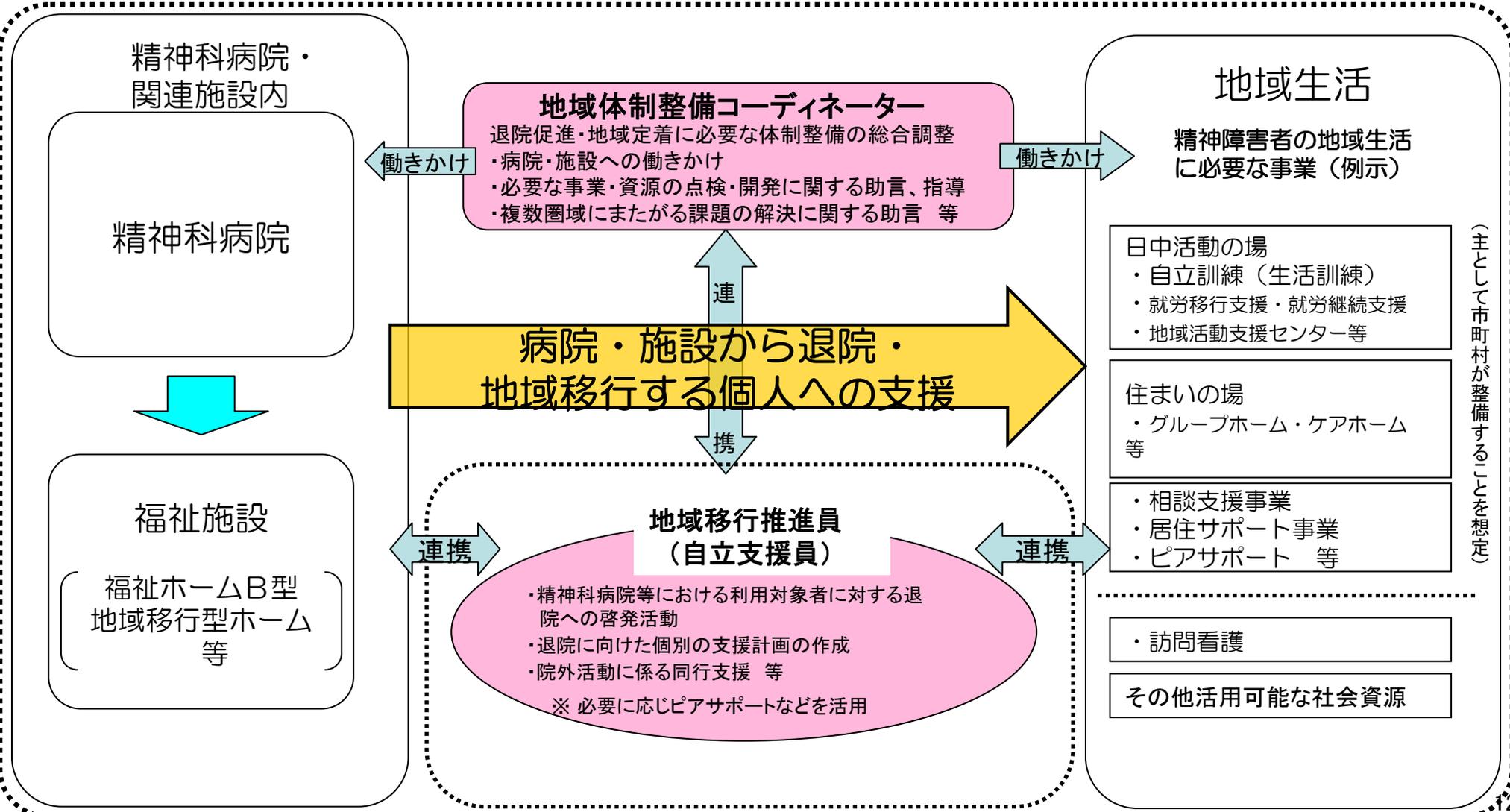
+

- ・ 短期滞在加算 : 115単位(宿直体制)又は180単位(夜勤体制)
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置): 115単位(宿直体制)又は180単位(夜勤体制)
 - 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算: 基本単位数の95% 等
 - 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

精神障害者地域移行支援特別対策事業(平成20年度新規)(17億円)

事業の概要

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員(自立支援員)を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。



福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

平成20年9月9日
法務省
厚生労働省



- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要

刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぎ、社会生活に移行させるための支援ができていない。

福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができないまま出所

地域で生活できない
↓
犯罪を犯し、再度、入所

再犯リスク大

高齢者又は障害を抱え自立が困難な者の地域生活定着支援について

平成20年9月9日

法 務 省
厚 生 労 働 省

- 1 刑務所入所中から、福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉サービス等申請手続の援助などを行うため、刑務所に社会福祉士の配置を促進する。(約2.0億円を概算要求(法務省))
- 2 出所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター(仮称)を、都道府県の圏域ごとに1か所、設置する。(約6.1億円を概算要求(厚生労働省))

地域生活定着支援センター(仮称)は、保護観察所と連携して、①出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センター(仮称)との連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地における役割の2つの役割を併せ持つことになる。

- 3 保護観察所に調整担当の保護観察官を配置し、福祉的な支援を必要とする刑務所入所者の円滑な福祉への移行及び再犯の防止を目的として、刑務所、地域生活定着支援センター(仮称)及び福祉等実施機関との連携・連絡調整を実施する。(約0.1億円を概算要求(法務省))
- 4 直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入を促進し、同施設に福祉スタッフを配置して、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適応するための指導・訓練を実施する。(約8.8億円を概算要求(法務省))

刑務所出所者地域生活定着支援 ～高齢者又は障害を抱える出所者に対する社会的受け皿の整備～

法 務 省

刑 務 所

親族等の受入先がない満期釈放者 約7,200人

うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者 約1,000人

- 社会福祉士等を活用し、入所後早期に福祉的支援に係るニーズの把握
- 社会福祉士等による福祉サービス申請のための手続等の助言

保護観察所

確実な福祉への移行のための生活環境の調整

○ 保護観察官による調整

- ・刑事施設と連携した出所後の自立方針の作成
- ・自立方針を踏まえた具体的な福祉への移行に向けた地域生活定着支援センター(仮称)との調整
- ・更生保護施設での一時的受入に向けた調整

更生保護施設(民間施設)

直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入れを促進し、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適応するための指導・訓練を実施

- 社会復帰に係る専門的な生活指導の実施
- 施設退所後における福祉サービス受給について、関係機関との調整

厚生労働省

地域生活定着支援センター(仮称)

福祉サービス実施主体(市町村等)の決定に向けた調整

福祉サービス受給のためのコーディネート、福祉等実施機関への働き掛け

福祉による支援を受けるための調整等

福祉による支援を受けるための調整等

福祉等実施機関

都道府県
市町村
(福祉部局・住宅部局)

福祉事務所

地域包括支援センター

障害相談支援事業者

社会福祉施策
(特別養護老人ホーム、グループホーム、日中活動施設等)

医療機関

社会保険事務所

地域生活定着支援センター(仮称)について

平成21年度概算要求
約6.1億円

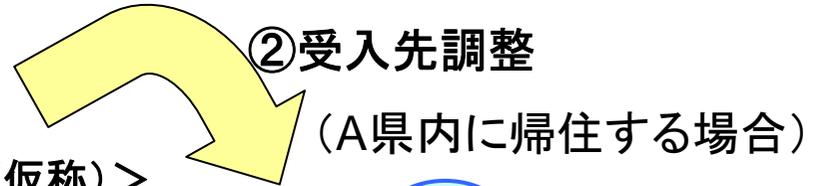
厚生労働省

A県刑務所

A県保護観察所



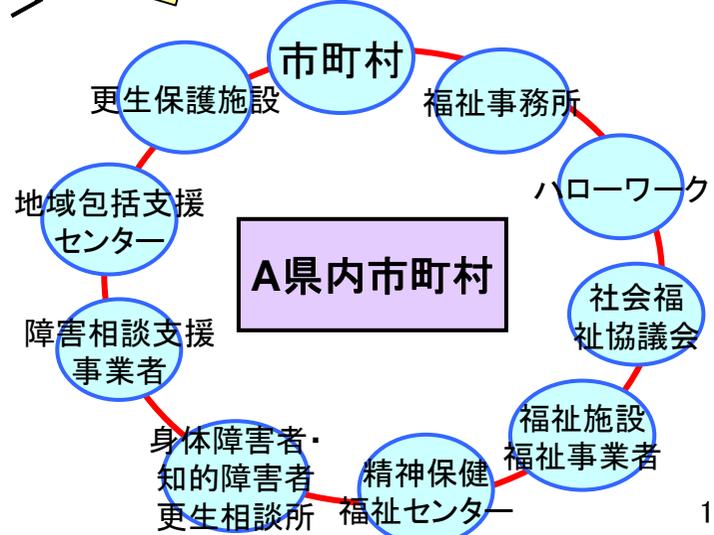
- <実施主体>
- 社会福祉法人
 - NPO法人
 - 社会福祉協議会
 - 都道府県・市町村 など



<A県地域生活定着支援センター(仮称)>



連絡・調整
(A県刑務所に入所中の者が
B県内に帰住を希望する場合)



<B県地域生活定着支援センター(仮称)>